

**消費税率引き上げに伴う
施設使用料などの改定**

10月1日から消費税率が10%に引き上げられます。これに伴って、市では施設利用の使用料などに消費税率引き上げ分を転嫁する改定を行います(公共施設の使用料は10円未満の端数を切り捨てるため、料金が変わらない場合もあります)。

消費税率の引き上げにより、電気料や燃料費など市の施設や設備の維持管理に必要な経費が増加するため、施設を利用される方に受益者負担として納めていただく使用料などについて応分の負担をお願いするものです。改定する使用料などの種類は次のとおりで、改定額については各担当課(施設)でお知らせしていきます。

改定する使用料・問合せ先

- 水道料金、下水道使用料
上下水道課 ☎32-2218
- 道路占用、河川、公園、コミュニティ広場
建設課(土木) ☎32-1821
- 市営住宅(駐車場)、特定公共賃貸住宅(駐車場)
建設課(住宅) ☎32-1820
- 東公民館
東公民館 ☎33-7537

家計構造調査にご協力を

- コミュニティセンター、コミュニティセンター別館
総務課 ☎32-2211
- 平岸コミュニティセンター
市民生活課 ☎32-2215
- 交流センターみらい
みらい ☎34-2311
- 市営テニスコート、ふれあいホール、総合体育館、虹ヶ丘球場、パークゴルフ場(コース整備の都合により現在無料。)
- 総合体育館 ☎33-7750
- 農産物加工実習センター、エルクの里(ほろおか交流センター)
農政課 ☎32-1842
- エルク高原家族旅行村、エルク高原オートキャンプ場、保養センター、ケビン村
赤平振興公社 ☎32-5121
- あかびら市立病院(差額室使用料、診断書作成手数料など)
市立病院 ☎32-3211

今年10月から11月までの2カ月間にわたり、総務省統計局において2019年全国家計構造調査が実施されます。この調査は近年の我が国の経済・社会が、高齢化、サービス産業の増大、高度情報化などにより多様化している中で、国民生活の実態を家計面から明らかにするために行

うものです。調査の結果は経済・社会施策の基礎資料として、また、消費・経済分析の貴重なデータとして広く利用されます。本調査は、国が指定した一部地域の中から調査世帯を抽出して調査を行います。調査の内容は、主に家計簿を記入していただくことです。

まずは調査世帯の抽出のために調査員が該当地区を回ります。調査員がお宅に伺いましたら、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

問合せ 全国家計構造調査コールセンター(8時~22時、土日祝日含む)
☎0570-55-0852
企画調整係 ☎32-1834

児童扶養手当の現況届

現況届・所得状況届の提出期間

- 児童扶養手当の受給者
8月1日(木)~30日(金)
- 特別児童扶養手当の受給者
8月13日(火)~9月12日(木)

年末調整または、確定申告をされている方は、平成30年分所得の申告が必要です。所得が無くても手続きが必要です。届け出に必要なもの
印鑑、証書など

○児童扶養手当…: 父母の離婚な

どで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭など)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。

○特別児童扶養手当…: 身体や精神に障がいがある満20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、これらの児童を家庭で監護、養育している父母などに支給される手当。

問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎32-2216

小型はかりの定期検査

商店・工場・学校・病院などで取引または証明上の計量に使用しているはかり・分銅・重りは、計量法に基づき、2年に1回北海道計量検定所による検査を受けなければなりません。

次の日程で検査を行いますので、必ず検査を受け、正しいはかりを使用しましょう。

- 日時・場所 9月5日(木)
9時30分~14時
赤平消防団文京分団詰所
- 14時45分~15時45分
赤平消防団茂尻分団詰所

問合せ 商工労政係
☎32-1841

K&M Law ……初回相談料無料……

相続問題、離婚、借金問題、交通事故などの個人の問題から企業経営に関する法務まで、様々なご相談をお受けしています。初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

どんなことでもお気軽にご相談ください(電話予約制:平日9時から18時) **初回相談料無料** (滝川事務所)
札幌弁護士会所属 小寺・松田法律事務所 滝川市花月町1丁目1番10号
TEL.0125-23-8455
http://www.kmlaw.jp



**中小企業・小規模事業者
向けの支援策**

厚生労働省では、最低賃金の引き上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上などのための支援策、「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金」、「人材確保等支援助成金」を用意しています。

問合せ 北海道働き方改革推進支援センター
☎0800-919-1073

**「子どもの人権110番」
強化週間**

法務局では、いじめや虐待など、子どもの人権についての専用相談電話「子どもの人権110番」を設置しています。

8月29日(木)から9月4日(水)までは、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間です。期間中は平日の受付時間を延長し、土日も対応します。

相談専用電話(通話料無料)
☎0120-007-110

受付時間
平日 8時30分～17時15分
(年末年始を除く)

強化期間中の受付時間
8月29日～9月4日の平日
8時30分～19時

8月31日(土)、9月1日(日)
10時～17時

**アイヌの方々のための
電話相談**

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けする相談電話を開設しています。日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別、プライバシー侵害など、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。匿名での相談も可能です。

相談専用電話(通話料無料)
☎0120-771-208

受付時間 平日 9時～17時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

生活

赤平市総合防災訓練

茂尻地区、百戸地区、エルム町の皆さんにご協力をいただき、住民避難訓練や避難所運営訓練などを行います。

日時 8月31日(土)
9時30分～12時30分

場所 茂尻小学校
訓練内容 職員呼集訓練、災害対策本部運営訓練、災害広報訓練、避難誘導訓練、住民避難

訓練、避難誘導訓練、住民避難

訓練、避難所開設運営訓練、給水訓練、炊き出し訓練
対象地区以外の方も訓練を観覧できるように、一般観覧席を用意しています。車で来場される方は、茂尻小学校駐車場をご利用ください。

当日は、市の公用車、消防車、パトカーなどで避難勧告をお伝えする災害広報訓練を実施します。災害広報の冒頭に「クレン」とお伝えします。

当日の気象状況などにより、訓練を中止する場合があります。**問合せ** 防災対策係
☎32-2211

台風や豪雨災害への備え

近年、台風や豪雨による災害が全国的に発生し、甚大な被害をもたらしています。

今年も西日本を中心に豪雨などによる災害が発生し、いつ、どこで、台風や集中豪雨・ゲリラ豪雨などによる災害(土砂災害・浸水)が発生するか油断できない状況です。

災害による人的被害を軽減するため、あらためて「赤平市防災マップ」で危険箇所や避難所、避難経路などを確認してください。

問合せ 防災対策係
☎32-2211

**家屋解体・改造工事に
伴う水道の届け出**

家屋改造や解体に伴い給水装置(道路の下に埋設されている配水管・水道本管から分かれた給水管から蛇口まで)の改造や撤去を行う場合は、赤平市水道条例に基づき、赤平市指定給水装置工事業者を通じて給水装置工事申込書の提出が必要です。届け出をしないで工事をして水道管などを破損させたときは、所有者の方に修繕、補償をしていただくことになり、多大な負担が生じることがありますので、必ず赤平市指定給水装置工事業者に依頼してください。

所有者の方は給水装置工事申込書に所有者の押印の箇所がありますのでご確認ください。

赤平市指定給水装置工事業者は市役所上下水道課窓口と市のホームページでご案内しています。

【水道料金の改定について】

10月から消費税率が現行の8%から10%に変わることから、水道料金が改定になります。新しい料金表は広報9月号の折り込みで配布する予定です。

問合せ 上下水道課
☎32-2218

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人で悩まずに無料個別相談会をご利用ください

B型肝炎訴訟 (給付金請求) について

無料個別相談会 を行います。

日程・会場
9/5 (木) たきかわ文化センター 第1会議室
9/6 (金) 旭川市民文化会館 第1会議室

対象者 昭和16年7月2日～昭和63年1月27日生まれ ※ご遺族の方も給付金請求できます

給付金 50万円～3,600万円 ※病態に応じて給付金等の内容が異なります

弁護士費用 着手金・相談料 無料 成功報酬制 ※訴訟実費別途

完全予約制 ☎0120-013-621 (ご予約受付時間) 平日9:00～18:00
個別面談なので、他の方と顔を合わせることはありません。

弁護士法人 弁護士 栗原 一「あいば こういち」東京弁護士会所属 登録番号35029 東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A【営業時間】平日 9:00～18:00
プレシャス総合法律会計事務所
TEL 03-5363-6333 E-mail: info@precious-law.jp
FAX 03-5363-6334 http://precious-law.jp/

無料電話相談も
同時受付中！ お気軽にお電話下さい。